大型化学消防車等の評価制度に関するアンケート票

別紙

貴消防本部名

ご担当者所属

　　　　氏名

ご連絡先（電話）

　　　　（E-mail）

１　危険物保安技術協会の評価制度活用状況等についてお伺いします。

問１－１　貴消防本部管内の特定事業所（共同防災組織及び共同防災組織の構成事業所を含む。以下同じ。）で、これまでに省力化に資する装置又は機械器具を搭載した防災資機材等（大型化学消防車等）を導入し、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（以下「省令」という。）第１７条の３第２項の防災要員の人数で「防災要員及び防災資機材等の現況届」又は「共同防災組織設置（変更）届」（以下「現況届等」という。）を提出した特定事業所（以下「省力化事業所」という。）はありますか？

　　　　　□　ある。（問１－２へ。）

　　　　　□　ない。（問１－６へ。）

問１－２　問１－１で「ある。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　危険物保安技術協会（以下「ＫＨＫ」という。）では、「省力化された防災資機材等に係る石油コンビナート等災害防止法施行令等の運用について」（平成１０年４月１３日消防特第４７号、以下「４７号通知」という。）を受けて、省力化に資する装置又は機械器具を搭載した防災資機材等（大型化学消防車等）を導入する特定事業所の評価（以下「ＫＨＫ評価制度」という。）を実施しているところですが、貴消防本部管内の省力化事業所は、省力化に際してＫＨＫ評価制度を活用していましたか。

　　　　　□　活用していた。（問１－３へ。）

　　　　　□　活用しなかった。（問１－５へ。）

問１－３　問１－２で「活用していた。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　省力化事業所がＫＨＫ評価制度を活用したきっかけは何ですか？（複数回答可）

　　　　　□　４７号通知にＫＨＫの評価について記載があるため、評価を受けるよう指導した。

　　　　　□　事業所が自主的に活用した。

　　　　　□　分からない。

　　　　　□　その他

問１－４　問１－２で「活用していた。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　省令第１７条の３第２項の防災要員の人数で現況届等を受け付けるに当たり、ＫＨＫの評価結果の確認以外で別途消防本部独自に確認した事項はありますか？

　　　　□　ある。

　　　　　　※　差し支えなければ、具体的な確認事項をＫＨＫと同じ視点か別の視点かも含めて

ご記入下さい。

例：ＫＨＫの現地調査とは別に消火活動場所等の確認を行った。（ＫＨＫと同じ視点）

ＫＨＫの現地調査とは別想定の操法訓練を確認した。（ＫＨＫとは別視点）

　　　　□　ない。

問１－５　問１－２で「活用しなかった。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　省力化事業所がＫＨＫ評価制度を活用しなかった理由は何ですか？

　　　　　□　消防本部独自の審査基準等が制定されており、確認が可能である。

　　　　　　　※　一例で結構ですので具体的にどのような基準かをご記入下さい。（可能であれば、

当該審査基準の写しを本アンケートに添付していただけないでしょうか。）

　　　　　□　審査基準等を制定しているわけではないが、特定事業所からの相談があったので、法令及び通知と照らし合わせて消防本部で確認した。

　　　　　□　その他

問１－６　問１－１で「ない。」とご回答いただいた消防本部、問１－３で「評価を受けるよう指導した。」以外の選択肢でご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　今後、貴消防本部管内の特定事業所が省力化を希望した場合、ＫＨＫ評価制度を活用するよう指導しますか？

　　　　　□　指導する。（問１－７へ。）

　　　　　□　指導しない。（問１－８へ。）

問１－７　問１－６で「指導する。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　省力化を希望する特定事業所がＫＨＫ評価制度を活用した場合に、省令第１７条の３第２項の防災要員の人数で現況届等を受け付けるに当たり、ＫＨＫの評価結果の確認以外で別途消防本部独自に確認する予定の事項はありますか？

　　　　□　ある。

　　　　　　※　差し支えなければ、具体的な確認事項をＫＨＫと同じ視点か別の視点かも含めて

ご記入下さい。

例：ＫＨＫの現地調査とは別に消火活動場所等の確認を行う。（ＫＨＫと同じ視点）

ＫＨＫの現地調査とは別想定の操法訓練を確認する。（ＫＨＫとは別視点）

　　　　□　ない。

問１－８　問１－６で「指導しない。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　指導しない理由は何ですか？

　　　　　□　消防本部独自の審査基準等が制定されており、確認が可能である。

※　一例で結構ですので具体的にどのような基準かをご記入下さい。（可能であれば、

当該審査基準の写しを本アンケートに添付していただけないでしょうか。）

　　　　□　現段階で審査基準等を制定しているわけではないが、特定事業所からの相談があれば、法令及び通知と照らし合わせて確認することができる。

　　　　　□　その他

問１－９　問１－２で「活用していた。」、又は問１－６で「指導する。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　ＫＨＫ評価制度を活用して不適合となった場合に、消防本部としてどのような対応を考えていますか。

　　　　　□　ＫＨＫの評価で適合とならなければ、現況届等の受付はできない。

　　　　　□　ＫＨＫの評価で不適合となった事項についてのみ消防本部で確認し、現況届等を受け付ける。

　　　　　□　その他

　問１－１０　全ての消防本部に伺います。

　　　　　　ＫＨＫ評価制度では、筒先放水及び塔放水の操法実施状況を確認することにより、省力化に資する装置又は機械器具を用いて安全かつ迅速に活動することができるかどうかについて、また、省力化に資する装置又は機械器具が故障した場合においても防災資機材等（大型化学消防車等）の運用が可能かどうかについて評価しています。近年、この操法実施状況確認において、評価結果が適合か不適合かに関わらず防災要員の技量に関する事項についての不備事項※１が散見されます。

今後、ＫＨＫ評価制度をご活用いただいた貴消防本部管内の特定事業所の現地調査等で不備事項が確認された場合において、消防本部としてＫＨＫに要望する事項がありましたら、下の選択肢から選択してください。（複数回答可）

　　　　　□　不備事項の内容を情報提供のうえ、ＫＨＫとして何らかのフォローアップをして欲しい。

　　　　　□　不備事項の内容は情報提供して欲しいが、その後は消防本部で対応する。

　　　　　□　不備事項があったとしても、特に対応等は考えていないので、情報提供は不要である。

　　　　　□　その他（要望事項があればご記入ください。）

　　　　　※１　不備事項の例

　　　　　　　・　低反動ノズルによる放水で放水姿勢が不安定だった。

　　　　　　　・　携帯無線機を使用した意思伝達が図れていなかった。

　　　　　　　・　自動化システムを用いた筒先放水による操法実施の際、機関員がポンプ操作している反対側の中継口が全開となっており、有効放水が得られなかった。

　　　　　　　・　操法実施時間が、迅速性を確認するための基準タイム※２を超過した。

　　　　　　　　　※２　大型化学車等評価委員会で定めた操法開始から有効放水完了までの目安時間

２　省力化した特定事業所における省力化効果に関する継続的な確認方法等についてお伺いします。

問２－１　問１－１で「ある。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

４７号通知では、立入検査等の機会に省力化された防災資機材等が省令第１７条の３第２項で定める人数により適切に運用がなされていること等について確認することとされていますが、どのような項目について確認されていますか？（複数回答可）

　　　　　□　防災要員の教育・訓練記録 、 □　省力化に資する装置又は機械器具を用いた操法　、

□　省力化に資する装置又は機械器具が故障した場合に運用が可能であるかどうかの操法　、

□　省力化に資する装置又は機械器具の維持管理状況 、 □　各消火活動場所の変更状況　、

□　消火活動場所・消火活動場所へ至る通路等の変更後における適合状況　、

□　その他の事項

　　※　差し支えなければ、具体的な内容をご記入下さい。

問２－２　問１－１で「ある。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　　省力化事業所の防災要員の技量の維持・向上に関して、消防本部として取り組んでいる事例があればご記入下さい。

問２－３　全ての消防本部に伺います。

　　　　　ＫＨＫ評価制度では、過去にＫＨＫの評価を受けた省力化事業所に対して、次の事由があった場合に省力化効果の有効性を確認することを目的として「再評価」という評価を実施しています。

①　防災体制の大幅な変更があった場合

②　新規、変更の評価を受けた日から概ね５年が経過した場合

　　　　　このＫＨＫが実施する「再評価」について、貴消防本部として必要性を感じますか？

　　　　□　必要性を感じる。（問２－４へ。）

　　　　□　必要性は感じない。（問２－５へ。）

問２－４　問２－３で「必要性を感じる。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

現在の「再評価」は、省力化事業所が必ず定期的にＫＨＫの評価を受けることを義務づけている制度ではありませんが、どういった場合においてＫＨＫが省力化効果の有効性を確認（再評価）することが望ましいとお考えですか。（複数回答可）

　　　　　□　防災要員の入れ替わり等を考慮して定期的に再評価（１年ごと、３年ごと、５年ごとなど）

□　防災業務が警備会社等に外部委託された場合に再評価

　　　　　□　既に委託されている防災業務の受託会社に変更があった場合に再評価

　　　　　□　その他

問２－５　問２－３で「必要性は感じない。」とご回答いただいた消防本部に伺います。

　　　　　再評価の必要性を感じない理由をご記入ください。

　　　　　　例：４７号通知に基づき、立入検査等で省力化に関する要件の確認をしているため。

～　アンケートは次ページに続きます。　～

３　その他

問３　ＫＨＫの評価制度に関して、ご意見等ございましたご記入ください。（自由回答）

アンケートは以上です。**ご協力いただき、誠にありがとうございました。**

本アンケートのご回答は、令和元年８月９日（金）までに、下記担当宛てにＦＡＸまたはＥメールでご回答くださいますようお願いいたします。

【担当者】

　大型化学消防車等評価委員会事務局

　危険物保安技術協会　業務部業務課　石井、坂本

　電話：03-3436-2353 ／ FAX：03-3436-2251

　E-mail：[n\_ishii@khk-syoubou.or.jp](mailto:n_ishii@khk-syoubou.or.jp) ／ [y\_sakamoto@khk-syoubou.or.jp](mailto:y_sakamoto@khk-syoubou.or.jp)